当該指定地域に係る地理	一　当該指定地域内の道路及び地名 二　当該指定地域内の著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅の所在 三　その他当該指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理に関する事項

附　則

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第二百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三日　　関東地方整備局長　越智　繁雄

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百四十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊勢原市下糟屋字丸山二一八八番一から同市下糟屋字丸山二一八六番二まで	前	一三・七〇～二四・三六メートル	〇・〇五二キロメートル
	後	一五・七〇～二六・三六メートル	〇・〇五二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三日　　関東地方整備局長　越智　繁雄

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百四十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都渋谷区渋谷三丁目一八番一から同区渋谷三丁目一〇一番二まで	前	四五・六二～六九・四四メートル	〇・〇七八キロメートル
	後	四五・六二～六九・四四メートル	〇・〇七八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三日

路線名	供用開始の区間
二百四十六号	伊勢原市下糟屋字丸山二一八八番一から同市下糟屋字丸山二一八六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月三日

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第４４１１号

東京都渋谷区渋谷３丁目27番15号
債務者　株式会社フタバエンジニアリング
代表者代表取締役　楠山登喜雄
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　啓
4　破産債権の届出期間　平成27年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８号

青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字泥ノ沢２番地１
債務者　吉田組株式会社
代表者代表取締役　吉田　明弘
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前11時

青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第４１６２号

東京都江戸川区南葛西７丁目１番７－113号
債務者　合同会社さくら
代表者代表社員　齋藤実根幸
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏卓
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２０８号

東京都中央区東日本橋２丁目23番３号
債務者　株式会社グランデリア
代表者代表取締役　中林　敏明
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　弘子
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２１５号

東京都渋谷区東２丁目24番２号
債務者　株式会社シーティーシージャパン
代表者代表取締役　島田　祐治
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　太陽
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２１７号

東京都新宿区北新宿１丁目２番12号
債務者　株式会社ＣＬＯＵＤ　ＳＨＡＲＥ
代表者代表取締役　守山　淳一
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　和聖
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２２０号

東京都中央区銀座４丁目３番６号　名古屋商工会館１階、商業登記簿上の本店所在地千葉県成田市並木町８番地２　707号
債務者　株式会社シグナム
代表者代表取締役　山浦　研弥
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　美樹
4　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前11時

東京地方裁判所民事第20部